

町内会、大字等の法人化について (認可地縁団体制度)

1 認可地縁団体制度の創設の趣旨

町内会、大字等が所有している集会所の土地や建物の不動産登記を、会長等の個人又は複数のかたの名義で行っている場合に、名義人の転出や死亡などにより町内会、大字等の構成員でなくなったとき、相続や名義変更などの問題が発生することとなります。

こうした問題に対処するために、平成3年の地方自治法の改正により、町内会、大字等が市町村長の認可を得て法人格を得ることにより、町内会、大字等の名義で不動産登記等ができるようになりました。(この市町村長の認可を受けた地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。)

2 「地縁による団体」とは

地方自治法第260条の2第1項において、「地縁による団体」は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

町内会、大字等のような「その区域に住んでいる人が誰でも構成員となれる団体」は原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対し、青年団や婦人会、敬老会のように性別や年齢が限定される団体、スポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定的に特定されるような団体は、地縁による団体とは考えられません。

3 認可を受けるための要件

町内会、大字等が法人格を得るためには、市町村長の認可が必要です。

法人格を得る目的は、不動産等の町内会、大字等名義での登記等を可能にするためにありますので、すでに不動産を取得している、又は不動産を取得する見込みがある事が認可の前提とされています。

法人格を得るためだけに組織された名前だけの町内会、大字等や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、一定の区域内で安定的に存在している団体とは言い難い団体は認可の対象とはなりません。

認可の要件は以下の4つとなります。

- (1) 町内会、大字等が区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること
- (2) 町内会、大字等の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
また、この区域において町内会、大字等が相当の期間にわたって存続していること
- (3) 町内会、大字等の区域に住住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること
「すべての個人」とは「年齢・性別等を問わず区域に住住所を有する個人すべて」という意味ですので、構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません

(4) 下記の事項を全て含む規約を定めていること

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

4 認可申請に必要な書類

認可申請書

(添付書類)

- ① 規約
認可要件を全て含む規約であり総会の承認を得たもの
- ② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
認可申請について決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの
- ③ 構成員の名簿
構成員全員（世帯主のみではなく子供も含む全員）の住所・氏名を記載した名簿
※町内会、大字等区域内全住民の過半数以上が構成員となっている必要があります
- ④ 保有資産目録又は保有予定資産目録
※将来取得する予定の場合は保有予定資産目録を作成
- ⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
前年度事業報告書及び決算書並びに当年度事業計画書及び予算書等、具体的な活動がわかる書類
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類
申請者が代表者となる事を承諾した旨の承諾書
代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任の有無を記載した書類、代理人の有無を記載した書類

5 認可後の地縁による団体に関する留意事項等

- ① 規約に基づいた運営（総会の開催、代表者の選任、議事録の作成等）
- ② 構成員名簿の整備及び管理
構成員に変更があった場合、市への届出は必要ありませんが、変更があるごとに訂正を行い、名簿を整備してください。個人情報となりますので団体の活動以外に使用することのないよう適切に管理してください
- ③ 規約の変更
規約の内容を変更する場合は、総会で議決後、次の書類により市長宛てに申請し、規約の変更認可を受ける必要があります

【申請に必要な書類】

規約変更認可申請書

(添付書類)

- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類

総会の議事録の写し等で、議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの

④ 告示事項の変更

告示事項（地縁団体台帳に記載された事項：団体の名称、規約に定める目的、区域、事務所、代表者の住所など）に変更があった場合は、次の書類により、市長宛てに届出してください

この届出に基づき、市では告示した事項に変更があった旨の変更告示を行います

【申請に必要な書類】

告示事項変更届出書

(添付書類)

- ・総会の議案の写し
- ・総会議事録

議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの

- ・代表者の承諾書（代表者変更の場合）

(注) 告示事項の変更内容が、規約の変更も伴う場合には、規約変更の認可を得た後に、改めて告示事項の変更届出を行う必要があります

⑤ 告示事項証明書の交付

総務課総務法制係で登記等の手続きに必要となる「認可地縁団体告示事項証明書」を交付しています

(手数料：1通350円)

【申請に必要なもの】

認可地縁団体告示事項証明書交付申請書

⑥ 印鑑の登録

市民税務課市民窓口係で認可地縁団体の印鑑を1団体につき1個登録できます

※印鑑は、印影の大きさが1辺の長さ8ミリから30ミリまでに収まるものとしてください

【登録に必要なもの】

妙高市認可地縁団体印鑑登録申請書

- ・登録する認可地縁団体の印鑑
- ・代表者個人の印鑑登録証明書1通及びその印鑑

※登録できるのは原則として代表者本人のみ

⑦ 印鑑登録証明書の交付

印鑑を登録した場合に、市民税務課市民窓口係で不動産登記等に必要の印鑑登録証明書の交付を受けることができます

(手数料：1通350円)

【申請に必要なもの】

妙高市認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

- ・登録されている認可地縁団体の印鑑

※代理人による申請の場合には「身分証明書」と「代理人選任届」が必要です

※代理人は、あらかじめ届けられているかたに限られます

⑧ 認可地縁団体に係る税金

税の種類		地縁団体の許可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市 税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割課税
	固定資産税	従来どおりの課税	従来どおりの課税
県 税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	従来どおりの課税	従来どおりの課税
国 税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

※減免措置に関する手続は、市民税務課、県税事務所等の担当窓口にお問い合わせください

⑨ 認可の取り消し

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかの場合又は不正な手段によって認可を受けたときは、認可を取り消されることがあります

- ・認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ・認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ・区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ・構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ・地縁による団体の代表者、構成員または第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

⑩ 解散

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散は、民法の規定が準用され、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）などの手続が必要です

- ・破産したとき
- ・認可を取り消されたとき
- ・構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき
- ・構成員が一人もいなくなったとき

⑪ その他留意事項

- ・認可を受けた団体は、認可後であっても従来からの町内会、大字等と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の監督指揮下に置かれるようなことはありません
- ・認可地縁団体は特定の政党のために活動することが禁止されています
- ・構成員は個人に限られており、区域内に住所を有していても法人、組合等の団体を含めることはできませんが、様々な支援を受ける関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは差し支えありません
- ・認可を受けた地縁による団体は、法人として破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続を進めることとなります

⑫ 問い合わせ先

手続などの不明な点は、総務課総務法制係へお問い合わせください

〒944-8686 妙高市栄町5番1号
妙高市総務課総務法制係
電 話：0255-74-0001（直通）
E-mail: somu@city.myoko.niigata.jp